

確認書

令和7年 月 日

(公財) こうべ市民福祉振興協会 御中

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

※ (権限規程に基づく決裁者でよい)

当社は、今般、こうべ市民福祉振興協会（以下「協会」という）から令和7年6月に案内がありました「ラジウム温泉太山寺・保養センター太山寺の運営検討に関するサウンディング型市場調査実施要領」（以下「本実施要領」という）に係る事前サウンディングシート（別紙5）を作成することを目的（以下「本目的」という）として、本確認書を提出した者に提供される資料（以下「検討資料」という）を希望します。なお、検討資料の提供を受けるにあたっては、下記事項を守り、その資料の管理を適切に行うことを確認します。

記

第1条（利用の目的）

- 当社は、本目的のために検討資料の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
- 当社は、本書記載の事項と同一の取り扱いを協会に対して書面をもって確認した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者に対し、検討資料の全部又は一部を提供することができるものとします。
- 当社は、自らの責任において、前項の定めにより検討資料の全部又は一部を提供した者に対して本書に定める取り扱いを守らせるものとし、これらの者がかかる取り扱いに違反した場合には、当社が本書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第2条（適切な管理の保持）

当社は、協会から提供を受けた検討資料を適切に管理するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し提供しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）に

より提供の義務が課される場合はこの限りではありません。

第3条（善管注意義務）

当社は、協会から提供を受けた検討資料に含まれる情報が、協会又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に提供された場合には、協会又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるおそれがあることを了解し、検討資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、第6条第1項に従った検討資料の印刷物等の破棄の前後を問わず、存続するものとします。

第5条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により情報が漏洩した場合、当社は、それにより協会又は第三者（協会に対して検討資料を提供した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

第6条（印刷物等の破棄等）

- 1 検討資料の印刷物等（検討資料の印刷物、複写物、複製、翻訳物及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますがこれに限りません。）は、破棄に関する報告書の提出期日までに（又は本書の違反等により協会が破棄等を求める場合は当該請求後速やかに）、すべて破棄又は消去することを約束します。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令等若しくは当社の社内規定により社内決裁資料等に検討資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により検討資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存管理することを約束します。